

定年引上げに係る給与制度の改正について(案)

1 趣旨

国の政令の取扱い等を踏まえ改めて協議するとした項目について、以下の改正を行う。

2 改正内容

I 定年引上げ

項目	内容
早期退職者割増制度	<医療職給料表(一)適用職員以外の職員> 現行の取扱いに加え、整理退職、公務上傷病・死亡退職、通勤災害退職については、60歳に達する日の属する年度の初日から定年に達する日の属する年度の初日前までの割増率を一律2%とする。 <医療職給料表(一)適用職員> 現行の取扱いと同様とする。
義務教育等教員特別手当	特定日(原則60歳到達後、最初の4月1日をいう。)以後の手当額は、現行の定年前職員の手当額に7割を乗じて得た額とする。

II 定年前再任用短時間勤務制

項目	内容
義務教育等教員特別手当	現行の再任用職員と同様とする。

III 暫定再任用制度

項目	内容
義務教育等教員特別手当	現行の再任用職員と同様とする。

3 実施時期

令和5年4月1日